

## 「民事訴訟における当事者の主張規律」

金美紗

本論文は、民事訴訟における当事者の主張規律について論じたものである。わが国では伝統的に、当事者の主張過程は、弁論主義から導かれる（主観的）主張責任によって規律されるものと解されてきた。しかし、主張責任は、審理過程の適正効率化を直接の目的とした規律ではないため、主張責任だけに依拠したのでは、審理過程の規律として果たしうる役割には自ずと限界がある。そこで、主張責任を補完する理論として、審理過程において作用する諸理念—真実発見、迅速、訴訟経済、当事者間の公平など—に即した当事者の主張のあり方が検討される必要がある。また、とりわけ近年は、訴訟に費やされる時間の長短という点からみても、裁判所の心証形成プロセスに占める比重という点からみても、争点整理手続の果たす役割が大きくなっており、争点整理の進捗を左右する当事者の主張活動を規律する必要性は、以前にも増して高まっていると言える。

本論文は、こうした問題意識に基づき、わが国の訴訟実務における当事者および訴訟代理人の主張活動を効果的に律することのできる規律を検討しようと試みたものである。本論文において取り上げられるトピックは、真実義務、主張の有理性、主張の具体化ないし理由づけ、否認陳述の規制など多岐にわたるところ、本論文では、こうした各トピックを論ずるうえで、アメリカ法を比較法的考察の対象としている。わが国の民事訴訟法の母法であるドイツ法ではなく、アメリカ法をあえて考察対象としたのには、主に二つの理由がある。一つは、アメリカには、現に実効的な主張規律が存在しており、かつ、公表された豊富な裁判例や当事者の主張書面から、その内容を詳細に検討することが可能なためである。もう一つは、アメリカの民事訴訟において、段階的な訴訟構造が採用されていることに由来する。すなわち、アメリカの連邦および大多数の州の制定法下では、プリーディング、ディスクロージャーおよびディスカヴァリ、プリトリアル・カンファレンス、トライアルの順に手続が進むことが想定されている。そのため、アメリカにおける主張規律の議論は、どの手続時点における主張の規律を目的としたものかが明確なものとなっている。このように手続段階に応じて主張規律を考えるという発想は、日本法の解釈論の下でも、争点整理の進捗状況に応じたきめ細やかな主張規律を考えるうえで有益である。

本論文は、全6章から成る。序章では、本論文の目的として、これまでに要約した内容を詳しく述べている。具体的には、まず、主張責任論の意義および限界に触れ、審理過程における主張の機能に着目した固有の規律を考察する必要があることを述べている。次に、アメリカ法との比較の意義について述べている。

続く第1章では、比較法的考察をおこなうに先立ち、日本法における主張の意義と対比する形で、アメリカ法における主張の意義を整理している。本章以降では、基本的には、

アメリカの連邦民事訴訟制度における主張規律が考察対象とされているところ、日米の訴訟手続は大きく異なるため、各章における考察に先立ち、1938年に制定された連邦民訴規則における「主張」概念を整理しておく必要があるためである。本章では、コモンローから連邦民訴規則の制定に至るまでの民事訴訟手続の変遷について整理したうえで、連邦民訴規則の採用した手続構造下では、日本法における主張と同様の機能を有しているものとして、主に、プリーディング書面による主張、プリトリアル・カンファレンスにおける主張、サマリジャッジメントの申立ての審理手続においてされる主張が観念されることを指摘している。

第2章では、わが国における真実義務の実効化の議論に参考になるものとして、アメリカ法における虚偽陳述（主観的真実に反する陳述）の規制の取り組みを紹介している。まず、1848年に制定されたフィールドコードにおいて初めて導入された「真実宣誓制度」の内容を紹介したあと、19世紀後半のアメリカにおいて、真実宣誓制度が虚偽陳述の禁止に実効的ではないと評価され、次第に利用されなくなっていった経緯を明らかにしている。続けて、1938年に連邦民訴規則が制定された際には、真実宣誓制度は廃止され、弁護士に職業倫理上の誠実義務を課した「確証制度」へと取って代わられたこと（連邦民訴規則11条）を論じている。さらに、11条における確証制度の内容は、虚偽陳述を含む濫用的な主張全般に対する規制の強化という観点から、1983年に全面改正されるに至るのであるが、その過程における議論状況について、当時の判例および学説を仔細に検討しながら論じている。

第3章では、1983年改正以後の連邦民訴規則11条における主張規律の内容を紹介している。本章では、83年改正以後の連邦民訴規則11条における事実上の主張についての規律を、「主張の裏づけ義務」と呼ぶ。主張の裏づけ義務とは、当事者および訴訟代理人たる弁護士は、主張書面の提出に先立ち、事実の存否について調査するとともに、調査の結果、一切の証拠的裏づけを欠くと判明した事実上の主張をしてはならないという義務である。本章においては、主張の裏づけ義務が導入された経緯、裏づけ義務の性質・意義・機能、従来の裁判例において裏づけ義務違反がどのように判断されてきたかについて論じている。また、アメリカでは、裏づけ義務は、訴訟が進行した段階になって、証拠資料との関係から、主張が裏づけを欠くものであることが明らかになった場合に、当該主張を撤回することまで義務づけたものであるかどうか議論されてきたところ、撤回義務の存否をめぐる議論状況についても紹介している。虚偽陳述の規制が、内心の不誠実性に着目した主張規律であるのに対し、主張の裏づけ義務は、公正な訴訟運営を目的とした客観的な主張規律であり、わが国における今後の真実義務論の展開にとって、有益な示唆を提供するものと言える。

第4章では、わが国における主張の有理性および主張の具体化ないし理由づけと関連する理論として、アメリカ連邦民訴規則12条(b)(6)における「原告主張の不備に基づく請求

棄却の法理」をめぐる議論を取り上げている。原告主張の不備に基づく請求棄却の法理とは、原告が提出したプリーディング書面の記述内容だけから、請求が成り立たないことが一見して明らかな場合に、ディスカヴァリ手続へ移行することなく請求棄却判決をすることができるとした制度である。この制度の運用においては、従来は、プリーディングは被告に対する請求の内容の告知機能を果たすものでさえあれば良いとのノーティス・プリーディングの理念に基づき、原告の主張が法的充足性を満たすものでありさえすれば、本条に言うところの「主張の不備」には該当しないと考えられてきた。しかし、近年アメリカでは、原告の主張は、「説得性 (plausibility)」を有するものでなければならないとする 2 つの連邦最高裁判決が出されており、両判決が導入したプローザビリティ・プリーディングが、従来のノーティス・プリーディング基準と相容れないものかどうか盛んに議論されている。本章では、このような現在に至るまでのアメリカにおける議論経過について、判例・学説の状況を整理して紹介している。

第 5 章では、否認陳述の規制について論じている。否認陳述に争点形成機能が認められることは、日本法の下でもアメリカ法の下でも共通しているところであるが、アメリカ法に比べると、日本法には実効的な規律が存在しない。そこで、日本法下における否認陳述の規制のあり方を再考すべく、アメリカの裁判例において現れた否認陳述の規制法理を、「一括否認の補充性」、「不明瞭否認の禁止」、「事後否認の却下」と整理して紹介している。

最後に、第 6 章では、以上のアメリカ法における議論を基礎として、日本法の解釈論を論じている。具体的には、真実義務、主張の合理性、主張の具体化ないし理由づけ、否認陳述の規制の各々について日本法における従来の議論を整理したあと、従来の議論における主張規律をより実効的なものとするべく、アメリカの議論がどのように役立つかを検討している。とくに真実義務論との関係では、日本法の下でも、主張の裏づけ義務のような調査義務を核とした義務を観念することが望ましいことを述べている。